

(1) 区劃整理ニハ各種ノ施設ト同時ニ整地(地盛)ヲナス場合
 (例) 戸畑市澤見区劃整理、若松市栄盛川区劃整理、小倉市紫
 川西部区劃整理ト然ラザル場合トニ大別シ得ル
 整地工事ハ完全ナル耕地列上デアルカ然ラザル場合ハ
 技術上ノ立場ヨリスレバ(1) 濱地カ耕地整理ノ場合ハ一
 割以下ナルニ比シテ二割以上アルコト。(2) 土地カ宅地
 トシテノ利用上区劃ノ大サ道路ノ幅員等耕地整理ト異
 ナルモ其ノ他ノ点ニ於テハ耕地整理ト何等異ラザルコト。
 (四) 小作人側ハ灌漑排水等ニ不便ヲ来スト言フモ区劃整理
 ヲ施行スル場合ニモ専断的ニハ耕地トシテ利用スルコ
 トヲ前提トスルカカル土地ノ灌漑排水ニ就テハ計畫者
 タルモノノ最モ考慮ヲ要スル所デアリ、特ニ排水ニ至リ
 テハ耕地ナルカ宅地ナルカニ依リテハ必要ナラ異ニス

キ性負ノモノニアラズ、故ニ場合ニヨリテハ却ツテ小作
 人カニ毛作ヲナシ得ルコトアリ。
 (ハ) 且ツ未整理地区ノ畦畔、道路、水路ノ衍餘、曲田ヲ整頓シ各
 筆ノ形状ヲ整正スル上ハ耕作者ノ便益モ亦大ナル故ニ
 單ニ宅地造成ト云フ名目上ニ捉ハレテ事業ノ技術的內
 容ニ耕地トシテノ利用増進モ考ヘニ置キ、ツリアル事ヲ
 無視セラレザラン事ヲ切ニ望ム。
 (ニ) 小作人側ハ宅地トシテ價値ヲ増進スル爲ニ市又ハ縣カ
 工事費ノ一部ヲ負担スルヲ地難スルモ区劃整理事業カ
 公益的性質ヲ有シ、都市ノ健全ナル発達ニ資スル爲ニ縣
 又ハ市カ相当ノ援助ヲナスハ決シテ不当ニアラズ、マン
 テコレ等補助金ハ市又ハ縣カ當然爲スベキ都市計畫街
 路、橋梁、公園ノ施設ヲ組合カ代行スル爲ニ決マルモノニ